歴史文化風景計画 風景形成基準の解説

風景形成基準の目的

- ○風景づくりの目的は、地域の良いところを発見し、 それらを大切にしながら、皆さんが誇りを持って暮らすこと
- ○そのため、風景計画が対象とするのは、
 - ・皆さんの身の回りにある当たり前の風景
 - ・皆さんが普通に生活することで創られた風景



- ○暮らし方が変われば当然、風景も変わる (例:車を使うと道ができる。風景とは変化するものです。)
- ○大切なことは、現在の風景を固定化するのではなく、 現在の風景の良さを<u>再認識・再発見</u>し、変化する中でも、 何を残していくのかを皆さんで共有すること
- ○風景づくりのルールは、そのための1つの手段

共通基準 形態·意匠 (1)

一高さ

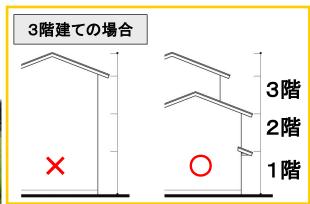
基準

- ❶町なみを維持する低層とします。
- ②3階建て以上とする場合は、前面道路側及び水路側の3階以上の壁面を階下より後退させるなど、規模を小さく見せる工夫を行います。

- ●本地域では、2階建てを主体とした低層住宅が建ち並ぶ統一感のある風景が形成されています。そのため、建物の高さに極端な較差が生じて、町なみの連続性を阻害することがないよう、高さについて配慮を求めるものです。
- ●住宅などの建替えや新築に当たっては、2階建て以下を推奨しています。







共通基準 形態·意匠 (2)

__屋根

基準

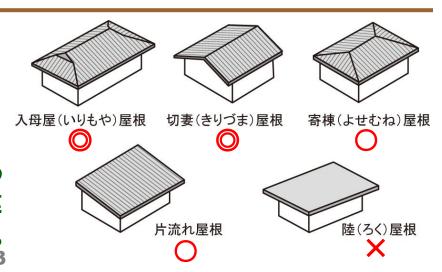
3主屋は勾配屋根とし、適度な軒の出を有します。

【基準の解説】

- ●勾配屋根の住宅が多い本地域において、極度に違和感のある屋根の形態は避けて、周辺の家並みとの調和を求めるものです。
- ●小規模な倉庫、車庫等の付属屋は、基準の適用除外とします。

■勾配屋根とは

- 本地域で多く見られる切妻屋根や、 入母屋屋根を推奨しています。
- ・適度な軒の出は、既存民家と同程度 を推奨しています。
- ※屋根の軒や庇(ひさし)の出は、単なる デザインではなく、環境にやさしい建 築技術としても再評価されています。



共通基準 色彩

基準

- 母屋根には濃い灰色や黒色、落ち着いた低彩度色を用います。
- ⑥外壁には落ち着いた色合いを用います。

【基準の解説】

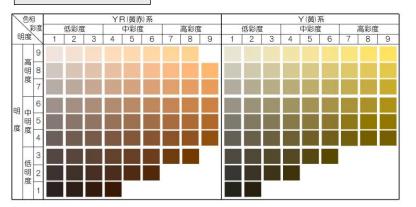
- ●彩度の高い鮮やかな色は、周辺の風景に違和感を与え、浮き出す恐れがあるため、屋根及び外壁の基調色については、彩度を抑えるなど、周辺の自然や町なみの色彩になじむよう配慮を求めるものです。
- ●自然素材は、基準の適用除外とします。

■色彩の彩度、色合いとは

- ・色彩は色相・明度・彩度の三属性で構成(マンセル記号で表示が可能)
- 屋根は、低彩度で、低明度の色彩の使用を推奨

色相	●赤や青といった色合い●赤、黄、緑、青、紫と、黄赤、黄緑、 青緑、青紫、赤紫を加えた10色が基本
明度	●色の明るさ●数値が高いほど明るい
彩度	●色の鮮やかさ●数値が高いほど鮮やか₄

彩度・明度の例



共通基準 緑化

季

⑦前庭等には、適度な緑の確保に<u>努めます</u>。 ただし、町なみの連続性を保全するため、道路に面して空地を設 けることが適切でない場合を除きます。

- ●緑化は効果的な修景手法の1つです。潤いや彩りのある町なみの形成に配慮していただくため、前庭など設ける場合は、可能な範囲で低木や中高木などの植栽を施すことを推奨しています。
- ●緑豊かな環境が形成されている新興住宅地などでは、現状の緑の保全を 推奨しています。





共通基準 石積

基準

❸現存する石積を保全します。 また、石積が損壊した場合は、伝統的な様式・材料を継承し、復旧 に努めます。

- ●常楽寺では、石垣造りの舟入や水路が入り組んだ水辺の町なみが特徴的な風景を形成しています。下豊浦(百々橋付近)では、川(堀)に下る石段が、内湖の漁労、田船の基地であったことを物語っています。
- ●各時代の石垣(宅地の擁壁を含む)は、特徴的な水辺風景を構成する要素として欠くことができないものであるため、その維持保全を求めています。







町なみ型の基準 位置等

基準

- ②道路や水路に面する外壁の位置等に配慮し、町なみの連続性の 保全に努めます。
- ③街道・古道沿いの風景特性に応じて、既存の伝統的な門、塀や前庭を生かした敷地利用ができる計画とします。

- ●町なみ型における特徴的な風景構成要素の維持保全を求めています。
- ●安土街道などで、道路に面して空地を設ける場合は、町なみの連続性に 配慮していただくため、塀、門又は生垣の設置などを推奨しています。



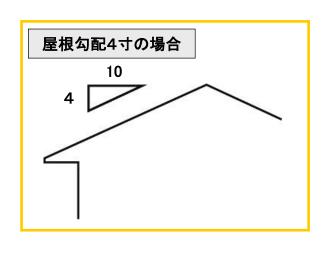


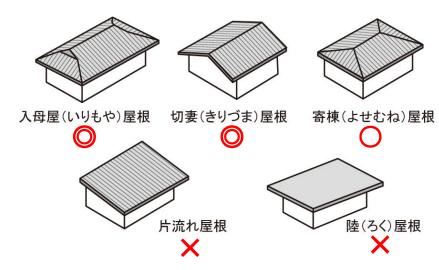
町なみ型の基準 屋根

基準

③勾配屋根は4寸~5寸の勾配とし、切妻又は入母屋形式を基本とします。

- ●日本瓦を用いた切妻屋根が多く見られる歴史地区では、より積極的に 周辺の家並みとの調和を図るため、屋根の形態を限定し、2方向以上 の勾配屋根の設置(寄棟屋根を含む)を求めています。
- ●小規模な倉庫、車庫等の付属屋は、基準の適用除外とします。





町なみ型の基準 設備

基準

⑤空調室外機、給湯器などの屋外設備は、公共空間から見えにくい 位置に設けるか、建築物本体や周辺の風景と調和するよう、木製 格子で覆うなどの修景措置を行います。

【基準の解説】

- ●エアコンの室外機や給湯器などの屋外に設けられる設備機器も、町なみの 風景を形成する一つの要素となっています。そのため、これらの機器を設置 する際は、設置位置に配慮していただきます。
- ●道路など公共空間から見える位置に設置する場合は、周辺の風景に違和感を与えないよう、建築物の外観意匠や周辺との調和を求めるものです。

設備機器の修景例











町なみ型の基準 素材

基準

- ⑦屋根は、日本瓦葺きを<u>基本とします</u>が、やむを得ず他の素材を用いる場合は、周辺の瓦材と調和のとれた素材とします。
- <u>⑧道路又は水路に面する</u>外壁には、木材や漆喰などの自然素材の 使用に<u>努めます</u>。

- ●町なみ型では、瓦葺き屋根や、漆喰塗や板張り、真壁造り(柱を露出させ、柱と柱の間に壁を納める構法)の外壁などが多く見られます。
- ●昔から使われてきた自然素材は、地域らしさを保つ重要な要素です。 また、経年美化により、時間とともに周辺の風景に溶け込みます。 そのため、屋根や外壁の仕上げについては、可能な範囲で自然素材を取り 入れることを推奨しています。



町なみ型の基準 門・塀・垣根等

基準

⑩道路又は水路に面して塀等を設ける場合は、木材、石材、樹木(生垣)等の自然素材の使用に努めます。

【基準の解説】

●敷地周りに設けられる門・塀・垣根は、建物や水路、道路等と一体になって、町なみ風景を構成する要素であるため、建物と同様に、周辺の風景との調和を求めるものです。



町なみ型の基準 自動販売機

基

③落ち着いた色合いの使用に努めます。

(4) 商標、ロゴマーク、広告物等は必要最小限の表示とします。

準

【基準の解説】

●自動販売機の色彩やデザインは、消費者が容易に商品を認知し、 また安心して購入することができる役割を担っている一方で、風景を構成 する要素の1つとなっています。

そのため、自動販売機を屋外に設置する場合は、機能上支障のない程度で、付帯する建築物や周囲の風景との調和を求めるものです。

自動販売機の修景例



届出の手続(1)

○家を建てたり、建て替える場合などは、風景形成基準に従って良好な風景が形成されるように、景観法に基づく届出が必要となります。

行為の区分		届出が必要となる規模
建築物 ※住宅、倉庫、 店舗、工場 など	新築(新設)、増築、改築、 移転外観を変更することと なる修繕、模様替え、	・床面積10md超 *色彩の変更等は 変更面積が10md超 変更面積が10md超 を階の 床面積の 合計: A
工作物 ※建築物以外 の人工物	色彩の変更	・次のページ参照
開発行為 ※宅地造成などの土木工事		・切土、盛土の高さが <u>1m</u> 超
土石の採取など土地の形質の変更		- 面積が <u>1, 000㎡</u> 超
木竹の植栽又は伐採		・高さが <u>5m</u> 超
屋外における物件の堆積		- 面積が <u>1, 000㎡</u> 超
水面の埋立又は干拓		・すべて

届出の手続(2)

	行為の区分	届出が必要となる規模
工作物の	擁壁、石垣	 高さが1m超 A: 高さ A 、 B : 高さ A + B > 1 mは届出必要
建設等	垣、さく、塀の類	■高さが <mark>2m</mark> 超
	太陽光発電パネル	出力が<u>50KW</u>以上 (パネルの面積がおおむね500㎡以上)
	自動販売機	- すべて
	その他の工作物	▪高さが <u>5m</u> 超